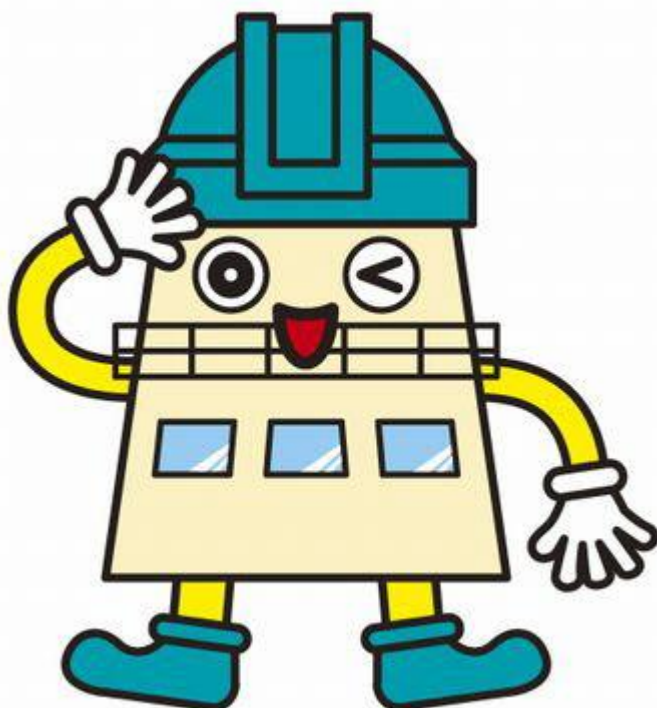


ときがわ町の
障害者の福祉ガイド
2015



ときがわ町
福祉課

TEL 0493-65-0813

FAX 0493-65-3796

目次	1 手帳の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ
	2 診断書料等の補助について・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ
	3 相談支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
	4 補装具・日常生活用具等について・・・・・・・・・・4ページ
	5 医療について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
	6 障害者総合支援法・障害児通所支援について・・・・7ページ
	7 在宅生活支援について・・・・・・・・・・・・・・・・15ページ
	8 就労について・・・・・・・・・・・・・・・・・・19ページ
	9 経済的支援について・・・・・・・・・・・・・・・・19ページ
	10 難病患者等支援について・・・・・・・・・・・・29ページ
	11 障害程度別該当サービス等一覧・・・・・・・・・・33ページ
	12 障害者に関するマークについて・・・・・・・・・・34ページ

～ このガイドをご覧になる前に ～

- 1 このガイドは、ときがわ町に住所を有する障害のある方及びその家族に、福祉施策の概要を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくために作成しました。
- 2 障害者サービスの給付や助成を受けるためには、事前に申請が必要です。ご自分で業者から購入したり、業者と契約したりする前に、必ず福祉課窓口でご相談くださいますようお願いいたします。
- 3 このガイドの内容はおおむね平成27年1月1日現在のものです。制度の内容は変わることがありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

1 手帳の取得について

■障害者手帳の交付

身体・知的・精神に障害のある方の福祉を増進する各種の福祉サービスを受けやすいように、本人または保護者の申請により、手帳を知事が交付します。

◎身体障害者手帳

【対象者】 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方で、その障害程度により、1級から6級までに区分された手帳を知事が交付します。

※知事の指定を受けた医師が書いた診断書を添えて交付申請書を提出します。

◎療育手帳（みどりの手帳）

【対象者】 知的に障害のある方で、児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所部門）等で判定を受け知的障害者と認定された方で、その障害程度により、最重度㊿、重度A、中度B、軽度Cに区分された手帳を知事が交付します。

◎精神障害者保健福祉手帳

【対象者】 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患を有する方で、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある場合、その障害程度により1級から3級までに区分された手帳を、知事が交付します。

※精神保健指定医が書いた診断書を添えて交付申請書を提出します。

【窓 口】 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

2 診断書料等の補助について

■身体障害者診断書料の補助

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の交付・再交付を受けようとする方
- ② 補装具費の交付を受けようとする方
- ③ 自立支援医療（更生医療）の給付を受けようとする方

【内 容】 ①～③に該当する診断書及び意見書の作成に要した費用を10,000円を限度に補助します。

※平成27年4月より、補助限度額が5,000円に変更となります。

【窓 口】 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■精神障害者診断書料等の補助

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 精神障害者保健福祉手帳の交付・再交付を受けようとする方
- ② 自立支援医療（精神通院）の給付を受けようとする方

【内 容】 ①、②に該当する診断書及び意見書の作成に要した費用を5,000円を限度に補助します。

【窓 口】 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

3 相談支援について

ア ときがわ町役場福祉課 【☎65-0813】

障害のある方の福祉について情報提供、相談助言、援護を行うなど総合的な福祉サービス提供の窓口となっています。

イ ときがわ町社会福祉協議会 【☎65-1536】

ときがわ町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

保健、医療、教育、その他関係機関・団体等との連携協力のもと福祉用具貸与、生活福祉資金貸付事業、福祉有償運送事業、ボランティアセンターの運営等を行っています。

ウ ときがわ町保健センター 【☎65-1010】

健康相談、健康教育、訪問指導をしています。

具体的には乳幼児の発達相談、精神保健福祉士による精神保健相談を行っています。また、精神保健福祉士や保健師、看護師等と月に3回ほど集まりを持って、料理を作ったり、話し合い、ゲーム等楽しい集いの場になっています。

エ ときがわ町教育委員会 【☎65-1537】

児童の発達や障害等についての教育の相談を行います。

オ 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）

障害のある方またはその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等を無料で行っています。

ときがわ町では下記の3事業所へ委託しています。

- ・社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会 総合福祉エリア相談支援事業所【☎21-5570】
- ・医療法人 緑光会 比企生活支援センター【☎39-2584】
- ・社会福祉法人 昴 西部・比企地域支援センター【☎81-5310】

4 補装具・日常生活用具等について

■補装具費の支給

身体に障害のある方の失われた身体機能を補完または代替して、日常生活を容易にするために、次の補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。原則として、購入等費用の1割の自己負担が必要ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります。

〔補装具の種類〕

視覚障害者用	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置

〔窓 〇〕ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚に障害のある児童（18歳未満の方）を対象に、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。なお、一定所得以上は対象外となります。

〔助成額〕

補聴器を購入する経費と基準価格を比較して少ない方の額の3分の2（千円未満切捨て）の額

※補聴器の種類によってそれぞれ基準額が異なります。詳しくは下記問い合わせ先へお問い合わせください。

〔窓 〇〕ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■日常生活用具の給付

在宅で生活する障害のある方に対し、日常生活を改善するための日常生活用具を給付しています。なお、障害の種類、等級、年齢などにより給付に制限があります。また原則として基準額となる購入費用の1割の自己負担が必要ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。

〔日常生活用具の種類〕

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、訓練いす 他
自立生活支援用具	入浴補助用具、T字状・棒状つえ、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置 他
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器 他
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、人工喉頭 他
排泄管理支援用具	ストマ用装具、収尿器 他
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

〔窓 〇〕ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

5 医療について

■重度心身障害者医療費助成

下記の方に対して病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（附加給付を除く）について助成します。

〔対象者〕

- ① 1 級～3 級の身体障害者手帳をお持ちの方
 - ② ㊤、A、B の療育手帳をお持ちの方
 - ③ 65 歳から 74 歳の方で一定の障害があり埼玉県後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方
 - ④ 1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（精神病床への入院費用は対象外）
- ※ただし、65 歳以上で新たに障害者手帳を交付された方は、対象外となります。

〔窓 口〕 ときかわ町役場福祉課（☎65－0813）

■自立支援医療の給付

・育成医療の給付

〔対象者〕 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害などがあり、確実な治療効果が期待できる 18 歳未満の児童

〔内 容〕 指定医療機関で必要な医療給付を行います。

〔窓 口〕 ときかわ町役場福祉課（☎65－0813）

・更生医療の給付

〔対象者〕 18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

〔内 容〕 身体の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を、都道府県が指定する医療機関で受けた場合に支給されます。（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術、肝臓移植術など。）

原則として、1 割の自己負担が必要ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります。

〔窓 口〕 ときかわ町役場福祉課（☎65－0813）

・精神通院医療の給付

〔対象者〕 精神疾患を有し、通院による精神医療を受けている方

〔内 容〕 医療費の一部を公費で負担し、自己負担を 1 割に軽減します。また診断名及び所得水準に応じて、自己負担の上限額が設定されます。

〔窓 口〕 ときかわ町役場福祉課（☎65－0813）

■障害者歯科診療

〔対象者〕 障害のある方

〔内 容〕 障害のある方が身近な地域で歯科治療が受けられるよう、埼玉県歯科医師会の協力のもと、障害者歯科相談医制度を設けています。

また、専門的な治療等が受けられる施設として、次のとおり県内５か所に県立施設障害者歯科診療所を設置しています。さらに、埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターでも治療等を行っています。

・町内の障害者歯科相談医

名 称	電 話
ときがわ歯科診療所	0493-65-1485
もものき歯科医院	0493-65-5511

※ 障害者歯科相談医とは、地域の障害のある方の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理や、可能な限り通常の歯科治療・訪問診療等を行います。

また、必要に応じて下表の専門歯科診療所への紹介を行います。

・県立施設障害者歯科診療所等

名 称	電 話
埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市）	048-781-2222
埼玉県社会福祉事業団 そうか光生園（草加市）	048-936-5088
埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷（嵐山町）	0493-62-6221
埼玉県社会福祉事業団 あさか向陽園（朝霞市）	048-466-1411
埼玉県社会福祉事業団 皆光園（深谷市）	048-573-2021
（社）埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）	048-835-3210

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

埼玉県健康長寿課（☎048-830-3575/FAX048-830-4804）

（社）埼玉県歯科医師会（☎048-829-2323/FAX048-829-2376）

6 障害者総合支援法・障害児通所支援について

■サービスの概要

(対象者)

身体・知的・精神障害者（発達障害者を含む）及び難病等※1（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である方）

※1 平成27年1月1日から障害福祉サービス等の対象となる疾病が、以下のとおり130から151へ拡大されました。対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても必要と認められた支援が受けられます。

(注意) 以下の対象疾病は、東松山保健所が窓口の埼玉県の制度「指定難病に係る医療給付(3Q、31 ページ参照)」と一部異なる場合がありますのでご注意ください。

平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（151疾病）

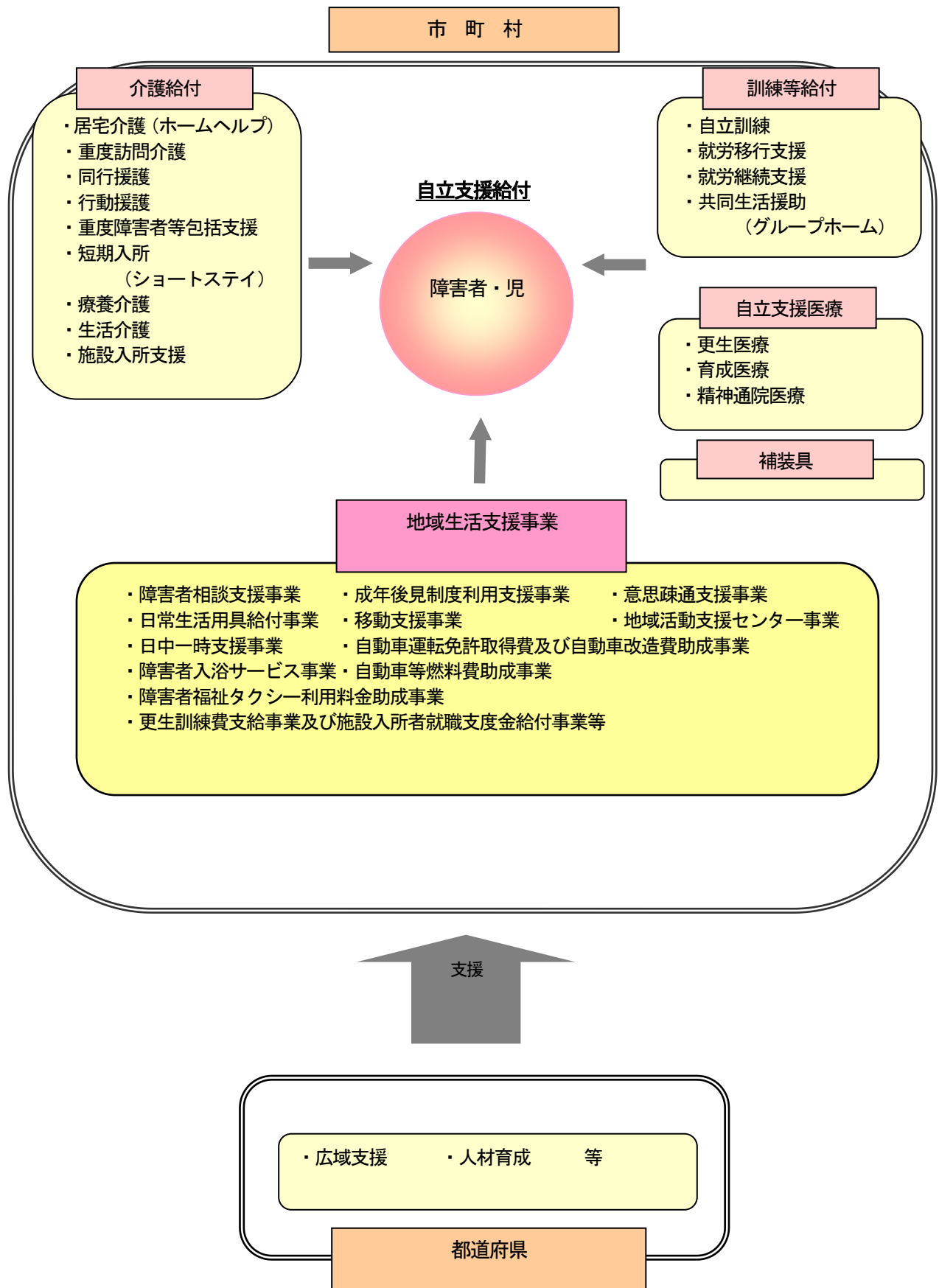
1 IgA腎症	52 ギナトトロピン分泌亢進症	102 TNF受容体関連周期性発熱症
2 亜急性硬化性全脳炎	53 混合性結合組織病	103 天疱瘡
3 アジソン病	54 再生不良性貧血	104 特異性拡張型心臓症
4 アミロイドーシス	55 再発性多発軟骨炎	105 特異性間質性肺炎
5 ウルリッヒ病	56 ガルコイドーシス	106 特異性基底核石灰化症
6 HTLV-1関連骨髄症	57 シェーグレン症候群	107 特異性小脳減小性葉状病
7 ADH分泌異常症	58 CFC症候群	108 特異性白栓症
8 遠位型ミオパチー	59 色素性乾皮症	109 特異性大腸癌腫瘍症
9 黄色靨骨化症	60 自己免疫空腸性ミオパチー	110 特異性門脈圧亢進症
10 浸潤性大腸炎	61 自己免疫性肝炎	111 特異性両側性唇齶裂
11 下垂体前葉機能低下症	62 自己免疫性溶血性貧血	112 突発性聴覚
12 加齢性黄斑変性症	63 横断性脊髄	113 難治性ホフローゼ症候群
13 肝外胆管癌	64 若年性肺炎	114 慢性性乾眼
14 関節リウマチ	65 シェルコー・マリー・トゥース病	115 悪性性緑内障
15 肝内胆管癌	66 重症筋無力症	116 パーキンソン病
16 偽性低アルドステロン症	67 シュワルツ・ヤンベル症候群	117 パーシェー病
17 偽性副腎性低血圧症	68 神経性痛症	118 神経痛性脊髄/脊髄血管腫
18 球形性肺萎縮症	69 神経性直感不感症	119 神経性脊髄血管腫
19 急速進行性免疫体腎炎	70 神経性痛症	120 神経性痛症候群
20 緑内障	71 神経性赤血球症	121 バッド・キアリ症候群
21 巨細胞性動脈炎	72 進行性眼上性麻痺	122 ハンダント病
22 巨大動脈小腸腸管運動不全症	73 進行性硬化性線維形成異常症	123 汎発性特異性骨髄腫
23 キラン・パレ症候群	74 進行性多発性自炎性	124 肥大型心臓症
24 筋萎縮性側索硬化症	75 スティーヴンス・ジョンソン症候群	125 ビタミンD依存症Ⅱ型
25 クッシング病	76 スモン	126 非特異性血性尿毒症候群
26 クリアドリン血腫周期性発熱群	77 正常圧水頭症	127 皮膚筋炎/多発性筋炎
27 グルココルチコイド抵抗症	78 成人スチル病	128 びまん性気管支炎
28 クロフ・深部症候群	79 皮膚ホルモン分泌亢進症	129 肥満性肺気腫候群
29 クローン病	80 腎臓空洞症	130 表皮水疱症
30 結節性硬化症	81 腎臓小腸炎性(多系統萎縮症を除く。)	131 フィッシャー症候群
31 結節性多発動脈炎	82 腎臓性筋炎候群	132 封入体筋炎
32 血性性小脳減小性骨髄病	83 全身型若年性特異性関節炎	133 ブラウ症候群
33 原発性アルドステロン症	84 全身性エリナマトーデス	134 プリオン病
34 原発性硬化性膵管炎	85 先天性QT延長症候群	135 降圧分泌亢進症(高プロラクチン血症)
35 原発性黒内障	86 先天性角膜炎様形成症	136 ベスレムミオパチー
36 原発性側索硬化症	87 先天性筋無力症候群	137 ベーチェット病
37 原発性胆汁性肝硬変	88 先天性副腎低形成症	138 ベルオキシソーム病
38 原発性免疫不全症候群	89 先天性副腎皮質機能低下症	139 発作性夜間ヘモグロビン尿症
39 髄液性多発血管炎	90 大腸皮膚基底細胞癌性症	140 慢性炎症性腸病変性多発性骨髄炎/多発性骨髄ニューロパチー
40 硬化性黄斑性腎臓	91 高尿酸血症	141 慢性血球凝集性脊髄血管圧症
41 好酸球性筋炎	92 多系統萎縮症	142 慢性肺炎
42 好酸球性消化管炎	93 多発性炎症性肉芽腫症	143 慢性特異性慢性腸炎
43 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	94 多発性硬化症/視神経脊髄炎	144 ミトコンドリア病
44 後縦骨質骨化症	95 多発性関節痛	145 メニエール病
45 中核性ホルモン不応症	96 遅発性内リンパ水腫	146 網膜色素変性症
46 肉芽腫性筋炎	97 チャーン症候群	147 モヤモヤ病
47 広範骨性骨質骨化症	98 中毒性表皮壊死症	148 ラインゾーム病
48 抗リン脂質抗体症候群	99 脳脊髄神経細胞減少症	149 ランゲルハンス細胞組織球症
49 コステロ症候群	100 TSH受容体異常症	150 リンパ腫腫瘍症
50 骨髄形成症候群	101 TSH分泌亢進症	151 ルビンスシュタイン・ティビ症候群
51 骨髄硬症		

■ 新たに対象となる疾病
■ 対象に変更はないが従来名が変更されたもの

「劇症肝炎」「重症急性肺炎」については平成27年1月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

(内 容)

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



(1) 障害福祉サービス（自立支援給付）の一覧

種類	サービスの名称	サービスの概要
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には、サービスも提供します。 さらに入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるために、サテライト型住居があります。

(2) 障害児通所支援サービスの一覧

種類	サービスの名称	サービスの概要
障害児通所支援	児童発達支援	① 児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ② 児童発達支援事業 通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

(3) 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用の手続き

●サービス利用までの流れ

- ①サービスの利用を希望する方は、町へ申請し障害支援区分の認定を受けます。
- ②町は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成してもらい、町に提出します。
- ③町は、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定します。
- ④「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- ⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥サービス利用が開始されます。

(4) 利用者負担

① 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

【障害のある方（18歳以上）の利用者負担】

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【障害のある児童（※）の利用者負担】 ※20 歳未満の入所施設利用者含む

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市町村民税非課税世帯		0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円(注) 未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外		37,200 円

(注) 収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障害のある方 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害のある児童 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

② 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

【医療型個別減免】

●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

(20 歳以上の入所者の場合)

●低所得の方は、少なくとも 25,000 円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

③ 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

●18 歳以上の障害のある方の場合は、障害のある方と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

●障害のある児童が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

※ 世帯に障害のある児童が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

※ 補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られます。

④ 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます。

(20 歳以上の入所者の場合)

●入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、58,000 円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を 58,000 円として設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に 25,000 円が残るように補足給付が行われます。なお、就労等により得た収入については、24,000 円までは収入として認定しません。また、24,000 円を超える額については、超える額の 30%は収入として認定しません。

(通所施設の場合)

●通所施設等では、低所得、一般 1（グループホーム利用者（所得割 16 万円未満）を含む。）の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ 3 分の 1 の負担となります（月 22 日利用の場合、約 5,100 円程度）。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

⑤ グループホームの利用者に家賃助成があります

●グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人当たり月額 1 万円を限度に補足給付が行われます。

⑥ 生活保護への移行防止策が講じられます

- こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

■自立支援医療

※育成医療・更生医療・精神通院医療については、先に 5 ページで概要を紹介しておりますので、ご参照ください。なお、詳細については、下記窓口までお問い合わせください。

〔窓 口〕ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■補装具費の支給

※補装具費については、先に 4 ページで概要を紹介しておりますので、ご参照ください。なお、詳細については、下記窓口までお問い合わせください。

〔窓 口〕ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■地域生活支援事業

障害のある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

ときがわ町の事業内容 必須事業

※障害者相談支援事業

- ・ 障害のある方またはその家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を無料で行います。
- ・ ときがわ町では以下の 3 事業者へ委託しています。

事業所名	電 話
社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会 「総合福祉エリア相談支援事業所」	0493-21-5570
医療法人 緑光会 「比企生活支援センター」	0493-39-2584
社会福祉法人 昴 「西部・比企地域支援センター」	0493-81-5310

※成年後見制度利用支援事業

- ・ 知的障害または精神障害等のために成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、親族がいない等の理由で成年後見制度を利用できない方を支援することにより、権利擁護を図るものです。
- ・ 成年後見制度の利用に要する費用（成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等）の全部または一部を補助するものです。

※意思疎通支援事業

- ・ 聴覚等に障害のある方が県内において冠婚葬祭・財産・労働等権利義務等に関して手話通訳または要約筆記を必要とするときは、町が委託する埼玉聴覚障害者情報センターから手話通訳者等を派遣するものです。
- ・ 利用者負担はありません。

※日常生活用具給付事業

- ・ 在宅で生活する障害のある方に対し日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資することを目的とします。
- ・ 利用者負担は基準額の 1 割です。（事業単独での月額負担上限の設定があります。）
（日常生活用具の給付については、先に 4 ページで概要を紹介しておりますので、ご参照ください。）

※移動支援事業

- ・ 在宅で生活する障害のある方の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、屋外での移動が困難な障害のある方等の外出を支援します。（公共交通機関を利用した移動支援が対象です。）
- ・ 利用者負担は介護給付における居宅介護（ホームヘルプ）の単価をもとに、利用時間により算出した額の 1 割です。（事業単独での月額負担上限額の設定があります。）

※地域活動支援センター事業

- ・ 障害のある方に憩いの場を提供し、社会との交流促進を図ります。また、精神保健福祉士等の専門職員を配置してセンター機能を強化し、併せて相談支援事業を実施します。
- ・ 利用者負担はありません。
- ・ 以下の事業者により事業を委託して行っています。

事業所	電話
地域活動支援センター「あすみーる」	0493-21-5593
比企生活支援センター	0493-39-2584

その他の事業

（日中一時支援事業）

- ・ 在宅で生活する障害のある方の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適用するための日常的な訓練等の必要な支援を行う事業です。
- ・ 利用者負担は単価の 1 割です。（事業単独での月額負担上限の設定があります。）

（自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業）

- ・ 一定の条件を満たす身体障害者手帳をお持ちの方に対し、第 1 種普通自動車運転免許の取得に要した費用に対し、対象経費の 3 分の 2 の額を補助します。（12 万円が限度）
また、一定の条件を満たす身体障害者手帳をお持ちの方が運転する自動車の操行装置等の改造に係る費用に対し、10 万円を限度に補助します。
- ・ 所得制限があります。

（障害者入浴サービス事業）

- ・ 身体障害者手帳をお持ちの方で、1 級または 2 級の肢体不自由者に対して、月 2 回まで委託業者が訪問入浴サービスに伺います。
- ・ 利用者負担はありません。

（自動車等燃料費助成事業）

- ・ 1 級から 3 級までの身体障害者手帳、㊦から B までの療育手帳、または 1、2 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対し、障害のある方の通院・通学・通勤等に利用する自家用車等を使用した燃料 1 リットルにつき 60 円（月に 30 リットルが限度・バイクは 5 リットルが限度）の助成をします。（ただし、同一年度内にタクシー利用券の交付を受けた方は、燃料費の助成を受けることはできません。）

（障害者福祉タクシー利用料金助成事業）

- ・ 障害者手帳（身体、知的、精神いずれかの手帳）をお持ちの方に対し、障害者タクシー利用券を交付します。
交付券の交付枚数は年間 36 枚で、初乗り料金相当額を補助します。（ただし、同一年度内に自動車等燃料費助成を受けた方は、タクシー利用券の交付を受けることができません。）

（更生訓練費支給事業及び施設入所者就職支度金給付事業）

- ・ 障害者総合支援法に基づく定率負担に係る利用者負担の生じない障害のある方であって、就労移行支援事業または自立訓練事業等の利用者に更生訓練費を支給します。また、更生訓練を終了し、かつ就職等により自立する方に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とします。

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65－0813）

●介護保険制度と障害福祉サービスとの関係

障害のある方であっても、65 歳以上の方で介護の必要な方、または 40 歳以上で加齢に伴う疾病（特定疾病といいます）により日常生活に介護を必要とする状態になった方については、介護保険サービスが受けられます。介護保険制度と障害福祉サービスとで共通するサービス（ホームヘルプサービス等）については、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。

ただし、介護保険制度にないサービスを受けたい場合や、一定の条件を満たした場合など、介護保険サービスを利用していても受けられる障害福祉サービスも数多くありますので、詳細については福祉課の窓口でお尋ねください。

また、介護保険サービスの詳細については、福祉課高齢者福祉担当の窓口でお尋ねください。

（☎65－0813）

7 在宅生活支援について

■障害児（者）生活サポート事業

〔対象者〕 次のいずれかに該当する方

- ①障害者手帳（身体、知的、精神いずれかの手帳）をお持ちの方
- ②知的障害者更生相談所または児童相談所において、知的障害と判定された方
- ③医師により発達に障害があると診断された方

〔内 容〕 町に登録した民間団体が、障害のある方の一時預かり、派遣による介護、送迎、外出援助等のサービスを行います。1時間あたりの自己負担額は300円（※平成27年4月より自己負担額は400円）

※年間150時間まで利用可能ですが、150時間を超えた場合は、1時間あたり2,850円全額が自己負担となります。

※団体によって、別途年会費やガソリン代等がかかる場合があります。

（ときがわ町生活サポート事業登録団体）

No	団体名	住所・電話番号
1	特定非営利活動法人 生活サポートわかば事務局	比企郡嵐山町平沢578-2 ☎0493-62-2112
2	社会福祉法人 昂 ファミリーサポートセンター昂	東松山市松葉町2-17-43 ☎0493-25-3353
3	特定非営利活動法人 すずらん	比企郡小川町小川732-10 ☎0493-72-5716
4	特定非営利活動法人 ふきのとう	比企郡ときがわ町玉川4831-1 ☎0493-66-0251
5	社会福祉法人 はぐくむ会 ライフサポート部「のびる」	大里郡寄居町末野2044 ☎048-581-8050
6	社会福祉法人 青い鳥福祉会 サポートセンター あおいとり	東松山市本町2-6-2-101 ☎0493-25-1722
7	社会福祉法人 茶の花福祉会 在宅支援センター大樹（レスパイト大樹）	入間市上藤沢987-1（2階） ☎04-2968-3581
8	特定非営利活動法人 喜和	東松山市日吉町3-8 ☎0493-81-5731
9	特定非営利活動法人 在宅福祉サービス たすけあい日高	日高市楡木199-2 ☎042-989-1575
10	特定非営利活動法人 虹の会 ヘルパーステーション あんずの里	東松山市白山台19-2 ☎0493-34-5488

〔申請窓口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

※福祉課にて、利用者登録後、上記登録団体の中から希望する団体と直接契約し利用してください。

■配食サービス

家庭において調理することが困難な、40 歳以上で心身に障害のある方に対し、食生活改善と健康の増進を図るため昼食を配食し、併せて安否の確認を行っています。

〔食費負担〕 1 食 200 円で、月曜から土曜までの昼食をご自宅へ配食します。

〔申請窓口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■紙おむつ給付事業

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方に、紙おむつを支給する事業です。

〔給付枚数〕 月 5,000 円相当の紙おむつを自宅へお届けします。

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■寝具乾燥消毒事業

身体障害者手帳をお持ちの方や難病患者等の方の寝具の洗濯、乾燥消毒を行います。

〔実施内容〕 寝具洗濯は年 2 回・乾燥消毒は年 12 回以内
世帯の課税状況により一部自己負担が必要です。

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■温泉等利用補助券の交付

障害者手帳（身体、知的、精神いずれかの手帳）をお持ちの方に、利用補助券の交付を行います。

補助券が使えるのは下記施設で利用料金に対し 300 円補助します。

- ・湯郷玉川（旧玉川温泉保養所）（☎0493-65-4977）
- ・ゆうパークおごせ（☎049-292-7889）
- ・都幾川 四季彩館（☎0493-65-5515）
- ・ニューサンピア埼玉おごせ（☎049-292-6111）

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■介護用品の貸与事業

〔内 容〕 在宅介護で一時的に福祉用具（車いす・エアマット）が必要な時にその貸出を行う事業です。

〔窓 口〕 ときがわ町社会福祉協議会（☎65-1536）

■車いす対応軽自動車貸出事業

〔内 容〕 日常車いすを使用されている方の外出を援助するため、車いす対応軽自動車の貸出を行う事業です。

〔窓 口〕 ときがわ町社会福祉協議会（☎65-1536）

■重度障害者居宅改善整備費補助金

重度の身体障害のある方（下肢、体幹機能障害 1 級、2 級の方で、所得が一定基準以下の方）の日常生活における利便をはかるため、居室・便所・浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善する場合、1 件あたり 36 万円の範囲内でその 3 分の 2 を補助します。

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

*介護保険制度の住宅改修など、他の補助制度による工事等については対象とならない場合もあります。

■県営住宅の入居の優遇

高齢者・障害者世帯の募集枠があります。また、障害の程度に応じて、抽選の当選率が優遇される場合があります。

〔対象者〕 ① 1 級から 4 級の身体障害者手帳をお持ちの方
② ㊤、A、B の療育手帳の交付をお持ちの方
③ 1 級または 2 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※上記の方が世帯員のいずれかである世帯等が対象となります。

〔窓 口〕 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課（☎048-829-2875）

■身体障害者補助犬の給付

- 〔対象者〕 1級の視覚障害者（盲導犬）・1、2級の肢体不自由者（介助犬）・2級の聴覚障害者（聴導犬）
- 〔内 容〕 身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることができる方に給付します。なお、給付にあたり、訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。
- 〔相談窓口〕 埼玉県障害者福祉推進課（☎048-830-3309）（Fax048-830-4789）

■運転免許取得・更新等に係る適性相談

- 〔内 容〕 運転免許の取得を希望している方で心身に障害を持ち免許取得に不安を感じている方や、運転免許を取得した後に心身に障害が生じた方に対し、無料で事前相談、検査・指導を実施しております。
- 〔受付日時〕 ・月曜日～金曜日（祝・休日を除く）午前10時～午前11時30分・午後2時～午後4時
・毎月第3日曜日（予約が必要です）午前8時30分～午前11時30分・午後1時～午後4時
- 〔相談窓口〕 埼玉県運転免許センター 1階 適性相談室
鴻巣市鴻巣405-4（☎048-543-2001）（Fax048-543-7727）

■駐車禁止適用除外

- 〔対象者〕 以下のとおりですが、まず、窓口でご相談ください。

対象者	備考
身体障害者手帳をお持ちの歩行困難な方	○本人が自動車を運転する場合 ○本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合 （本県の標章は、他県でも使用できます。）
㊤またはAの療育手帳をお持ちの方 （介護を要する方）	○本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合 （本県の標章は、他県でも使用できます。）
難病対策要綱に基づき、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾病とされている色素性乾皮症の患者	○本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合で、日の出から日没までの時間において使用中の車両に限ります。 （本県の標章は、他県でも使用できます。）

- 〔内 容〕 標章を掲示している場合は、駐車禁止区域内（法定禁止区域を除く。）でも、他の交通の妨害にならないければ駐車できます。ただし、現場警察官の指示に従っていただく場合もあります。

- 〔相談窓口〕 小川警察署（小川町小川344 ☎74-0110）

■福祉有償運送の移送サービス

単独ではタクシーなどの公共交通機関を利用して移動することが困難な障害のある方や高齢者を対象にNPO法人などの団体が行う個別輸送サービスです。

- 〔対象者〕 ・身体障害者手帳をお持ちの方
・要介護認定・要支援認定を受けている方
・その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により、単独では公共交通機関を利用することが困難な方

- 〔利用方法〕 NPO法人など福祉有償運送を行う団体に会員登録をして利用します。

- 〔県内の団体の確認先〕 ・埼玉県移送サービスネットワーク事務所（ときがわ町大野 1251 ☎67-1678）
ホームページ <http://www.saitamaiso-net.com/>

- 〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■あんしんサポートねっと

知的や精神に障害のある方などで、福祉サービスの利用等に関し援助を必要としている方に対し、見守り、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金等の受領、生活費のお届け等の援助を、定期的に生活支援員を派遣して行います。なお、生活支援員の援助は有料です。

- 〔窓 口〕 ときがわ町社会福祉協議会（☎65-1536）

■障害者ITサポートセンター

障害があることで、パソコンによる情報の入手やパソコン操作の習得等が困難な方を対象に、ボランティアによる個別・出張サポートを行います。

〔相談窓口〕 埼玉県障害者協議会

さいたま市浦和区大原 3-10-1 障害者交流センター内 (☎・Fax 048-825-2749)

電話受付・相談日 火・木・土 10:00~15:00

ホームページ <http://www.normanet.ne.jp/~www100089/it.html>

■公共施設の使用料等の減免

- 〔対象者〕
- ① 身体障害者手帳をお持ちの方及び介護者 1 名(身体障害者手帳に、第2種身体障害者の指定がある 12 歳以上の方の介護者を除く)
 - ② 療育手帳をお持ちの方及び介護者 1 名
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び介護者 1 名(精神障害者保健福祉手帳3級で 12 歳以上の方の介護者を除く)

〔内 容〕 施設利用料、入場料等の減免を行います。

〔施設一覧表〕※この他、県内外の各施設を利用される際、割引や免除がある場合もありますので、常に障害者手帳を携行し、各施設の窓口にてお問い合わせください。

施設名	住所 電話	使用料等	減免内容
埼玉県平和資料館	〒355-0065 東松山市岩殿 241-113 ☎0493-35-4111	入館料	免 除
所沢航空記念公園	〒359-0042 所沢市並木 1-13 ☎042-998-4388	所沢航空発祥記念館入館料	免 除
こども動物自然公園	〒355-0065 東松山市岩殿 554 ☎0493-35-1234	施設利用料金	免 除
埼玉県立小川げんきプラザ	〒355-0037 小川町木呂子 561 ☎0493-72-2220	イ 宿泊室、キャンプ用テント及びバンガロー使用料または利用料金	免 除 2 分の 1 に相当する額を減額
		ロ イに規定する利用施設以外の利用施設の使用料または利用料金(障害者が合同で利用する場合に限る。)	免 除
		ハ プラネタリウム館の入館料	免 除
埼玉県立嵐山史跡の博物館	〒355-0021 比企郡嵐山町大字菅谷 757 ☎0493-62-5652	観覧料	免 除
埼玉県立川の博物館	〒369-1217 大里郡寄居町小園 39 ☎048-581-7333	観覧料 駐車場使用料等	免 除
伊豆潮風館	〒413-0231 静岡県伊東市富戸字先原 1317-89 ☎0557-51-1504	宿泊料等	減額あり
奥武蔵あじさい館	〒357-0216 飯能市大字吾野字向平 72 ☎0429-78-2888	宿泊料等	減額あり

8 就労について

■障害者就業・生活支援センターZAC

「働きたいけれど仕事が見つからない」、「どんな仕事があるのか分からない」、「職場で自分の気持ちをうまく伝えられない」など、就労に関わる相談に応じます。また、ジョブコーチを派遣するなど、就労後のフォローアップも含めたトータルな就労支援を行っています。

〔窓 口〕 東松山市就労支援センターZAC（ザック）（東松山市小松原 17-19 ☎0493-24-5658）

※県内在住の方は、どなたでも利用できます

■職業紹介

・公共職業安定所

専門の係が置かれ、障害のある方の就労等について求職登録・求人紹介・雇用保険の受給手続き等を行っています。

〔窓 口〕 ハローワーク東松山（東松山市上野本 1008-4 ☎0493-22-0240）

■自動車運転免許の無料講習

18 歳以上の身体に障害のある方が自動車運転免許を取得する場合、次の①②③のすべてにあてはまる方は、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発センター」で所定の教習料金が無料（検定料等は自己負担）で運転教習が受けられます。

①公共職業安定所に求職登録してある方 ②公安委員会の運転適性検査に合格した方 ③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方 ※詳細については、下記までお問い合わせください。

〔窓 口〕 身体障害者運転能力開発訓練センター 東園（あずまえん）
（新座市堀ノ内 2-1-46 ☎048-481-2711）

9 経済的支援について

（1）手当・年金等

■特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを家庭で養育している父母または養育者に支給される手当です。

〔対象者及び手当金〕 障害の状態が1級（重度）・・・手当月額49,900円（平成27年4月から51,100円）
障害の状態が2級（中度）・・・手当月額33,230円（平成27年4月から34,030円）

〔支給制限〕 次のいずれかに該当するときは支給できません。

- ①父母及び扶養義務者の前年の所得が一定の額以上の場合
- ②障害のある子どもが施設等に入所している場合
- ③障害のある子どもが障害を支給事由とする公的年金を受給している場合

〔支給方法〕 申請のあった月の翌月分から、4月（12～3月分）・8月（4～7月分）・11月（8～11月分）の年3回、4ヶ月分をまとめて支払います。

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■児童扶養手当

〔対象者〕 この手当は、父母の離婚、死別等により、父または母と生計を同じくしていない子ども（中度以上の障害がある児童は20歳未満）を養育している方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給されます。（前年の所得が一定額以上の場合支給停止となります。）なお、老齢福祉年金以外の公的年金（障害年金）が支給されている方などは対象になりません。

〔内 容〕 手当は、次の額を4月・8月・12月の年3回、4か月分をまとめて支払います。
所得により児童1人の場合、41,010円～9,680円（平成26年4月から）
児童2人の場合、月額5,000円加算
児童3人以上の場合、2人の場合の月額に1人につき月額3,000円加算

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■特別障害者手当

〔対 象 者〕 20歳以上であって、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。ただし、施設入所中の方及び継続して3か月を超えて病院等に入院している方は除きます。

〔手 当 額〕 月額26,000円（平成27年4月から26,620円）

〔支給制限〕 障害のある方本人と扶養している方について、一定額以上の所得がある場合には支給停止となります。

〔支給方法〕 毎年2月・5月・8月・11月の年4回、3か月分をまとめて支払います。

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■障害児福祉手当

〔対 象 者〕 20歳未満であって、①身体障害者手帳の1級の一部及び2級の一部の方、②療育手帳④相当の方、③精神障害、血液疾患等で①②と同程度の障害のある方。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所中の方は除きます。

〔手 当 額〕 月額14,140円（平成27年4月から14,480円）

〔支給制限〕 障害のある方本人と扶養している方について、一定額以上の所得がある場合には支給停止となります。

〔支給方法〕 毎年2月・5月・8月・11月の年4回、3か月分をまとめて支払います。

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■在宅重度心身障害者手当

〔対象者〕 ①身体障害者手帳 1級または2級（手帳交付時の年齢が65歳未満の場合）

②療育手帳 ④またはA（手帳交付時の年齢が65歳未満の場合）

③精神障害者保健福祉手帳 1級（手帳交付時の年齢が65歳未満の場合）

④超重症心身障害児

⑤特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の方

⑥障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した方

〔支給制限〕 以下の方には支給を行いません。

（ア）特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給している方

（イ）施設に入所している方（措置入院含む）

（ウ）前年の所得により、住民税が課税されている方

※超重症心身障害児は障害児福祉手当と併せて受給することができます。

※平成21年12月31日以前に受給していた65歳以上の対象者は、（ア）（イ）（ウ）に該当しなければ引き続き受給できます。

〔内 容〕 申請のあった月の翌月分から、月額5,000円を9月・3月の年2回、6か月分をまとめて支払います。

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）

■障害基礎年金

〔対 象 者〕 国民年金加入中、または60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがで、初診日から1年6ヶ月以上経過した日（65歳まで）または経過以前に治癒した日（※）に、一定の障害のある状態にあるときに受けられます。ただし、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

また、20歳前に初診日がある場合は、20歳になったときから受けられますが、その方の所得状況により一部または全部が支給停止されることがあります。

※障害基礎年金における治癒とは、傷病が治った状態だけを指すものではありません。次に掲げる場合も「治癒」となります。

- ・傷病が治った訳ではないが、症状が安定（固定）した場合
- ・症状が良くなる見込みも悪くなる見込みも無い場合

〔内 容〕 年金額は、1級 年額 966,000円＋子の加算
2級 年額 772,800円＋子の加算

※〔子の加算額〕 障害基礎年金の受給権者がその受給権を得たときに、その人によって生計を維持していた18歳未満の子または20歳未満で障害の程度が1級・2級の子があるときは、加算があります。

加算対象の子	加算額（年額）
第1子・第2子（1人につき）	各 222,400円
3人目以降の子（1人につき）	各 74,100円

（平成26年度）

〔申 込 窓 口〕 ときがわ町役場町民課（☎65-0812）

■障害厚生年金・障害手当金

〔対象者〕 厚生年金保険加入中に初診日のある病気、けがで、初診日から1年6か月以上経過した日（65歳まで）または経過以前に治った日に、一定の障害のある状態にあるときに障害厚生年金が受けられます。

初診日から5年以内に病気、けがが治り軽度の障害が残った場合は、障害手当金（一時金）が受けられます。ただし、年金手当金ともに、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

〔内 容〕 1級 （報酬比例の年金額）×1.25＋配偶者の加給年金額（222,400円）

2級 （報酬比例の年金額）＋配偶者の加給年金額（222,400円）

3級 （報酬比例の年金額） ※最低保障額（579,700円）

・報酬比例の年金額の計算式： $(A+B) \times 1.031 \times 0.985$

A：平均標準報酬月額×7.50／1000×平成15年3月までの被保険者期間の月数

B：平均標準報酬額 ×5.769／1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

平均標準報酬月額とは、平成15年3月までの被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月までの被保険者期間の月数で除して得た額です。

平均標準報酬額とは、平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間の月数で除して得た額（賞与を含めた平均月収）です。

〔窓 口〕 川越年金事務所（☎049-242-2657）

■特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられない方へ給付金が支給される制度です。

〔対象者〕 国民年金の任意加入対象とされていた方で

(ア) 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に参加（または受給等）をされていた方の配偶者。

(イ) 平成3年3月以前の学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級もしくは2級相当の障害の状態にある方。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

〔内 容〕 支給額は

障害基礎年金1級相当に該当する方 月額 49,500円

障害基礎年金2級相当に該当する方 月額 39,600円（平成24年度額）

支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額または半額に制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額が支給されます。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）

○経過的福祉手当を受給されている方が、特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の資格を喪失します。

〔窓 口〕 としかわ町役場町民課（☎65-0812）

■心身障害者扶養共済制度

〔対象者〕 加入対象者は心身に障害のある方の保護者で、次の要件に該当する方

(ア) 加入対象者の年齢は毎年度の4月1日時点で65歳未満であること。

(イ) 加入時、県内に住んでいること。

(ウ) 加入対象者は、特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入可能な健康状態であること。

〔内 容〕 加入者は、毎月掛金（平成20年度以降に加入した場合、加入時の加入者の年齢により1口9,300円から23,300円）を納めます。（所得、加入者の年齢と加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。）

加入者が死亡または重度障害の状態になった場合、障害のある方に年金（1口当たり月額20,000円）が支給されます。また、加入者より障害のある方が先に死亡した場合には弔慰金（平成20年度以降に加入した場合、加入期間により1口当たり50,000円、125,000円、250,000円）が支給されます。（加入期間が1年未満の場合は、支給されません。）

障害のある方1人に対して2口まで加入できます。（平成24年4月現在）

〔窓 口〕 としかわ町役場福祉課（☎65-0813）

（２）税の控除・非課税・減免

■所得税・住民税の障害者控除

障害のある方本人または控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するときに対象となります。

〔対象者〕 下記の表の（ ）内については、控除額の「区分」になります。

1	身体障害者手帳をお持ちの方（１級、２級は特別障害者）
2	療育手帳をお持ちの方（㊤、Aは特別障害者）
3	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（１級は特別障害者）

〔控除額〕

区 分	所得税	住民税
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円
同居特別障害者分	35万円	23万円

〔窓 口〕 東松山税務署（東松山市箭弓町 1-8-14 ☎22-0990）
ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与係へ

■住民税の非課税

下記対象者に該当する人で、前年中の合計所得金額が 125 万円以下の場合は住民税が非課税となります。

〔対象者〕 次のいずれかに該当する方

1	身体障害者手帳をお持ちの方
2	療育手帳をお持ちの方
3	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〔窓 口〕 ときがわ町役場税務課（☎65-1521）

■おむつに係る費用の医療費控除

医師の治療を継続して受ける必要のある傷病により、概ね 6 か月以上にわたり寝たきり状態にある者の使用しているおむつに係る費用について、医師が治療上必要と認め、証明書を発行した場合に限り、医療費控除の対象となります。

〔窓 口〕 医療機関

■ストマ用装具に係る費用の医療費控除

ストマケアに係る治療を受け、人工肛門のストマ（蓄便袋）又は尿路変向（更）のストマ（蓄尿袋）を使用している方のストマ用装具に係る費用について、医師が治療上、ストマ用装具を使用することが必要不可欠と認め、証明書を発行した場合に限り、医療費控除の対象となります。

〔窓 口〕 医療機関

■利子等の非課税

〔対象者〕 障害者手帳（身体、知的、精神いずれかの手帳）をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など

〔内 容〕 金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

非課税制度の種類	預貯金等の範囲	非課税限度額
少額預金の非課税制度（マル優）	預金、合同運用信託、有価証券	350万円
少額公債の非課税制度（特別マル優）	国債、地方債	350万円
郵便貯金の非課税制度	郵便貯金	350万円

〔窓 口〕 金融機関等

■相続税の障害者控除

〔対象者〕 相続または遺贈により財産を取得した法定相続人の方が心身に障害のある場合は、障害の程度及び年齢により、相続税が軽減されます。

※下記の表の（ ）内については、控除額の「区分」になります。

1	身体障害者手帳をお持ちの方で、身体上の障害があるとして記載されている方（1、2級は特別障害者）
2	療育手帳をお持ちの方（㊤、Aは特別障害者）
3	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（1級は特別障害者）

〔控除額〕

区 分	軽減される税額
障害者	(70歳－現在の年齢) × 6万円
特別障害者	(70歳－現在の年齢) × 12万円

〔窓 口〕 東松山税務署（東松山市箭弓町 1-8-14 ☎22-0990）

■相続税の非課税

〔内 容〕 心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を相続により取得した場合は、その権利は非課税となります。

〔窓 口〕 東松山税務署（東松山市箭弓町 1-8-14 ☎22-0990）

■贈与税の非課税

〔内 容〕 特別障害者扶養信託契約に基づき信託受益権の贈与を受けた特別障害者は、「障害者非課税信託申告書」を税務署長に提出することにより、信託財産の価額のうち 6,000 万円までが非課税となります。

〔対象者〕 （特別障害者）

1	身体障害者手帳 1、2級
2	療育手帳 ㊤、A
3	精神障害者保健福祉手帳 1級

〔窓 口〕 東松山税務署（東松山市箭弓町 1-8-14 ☎22-0990）、信託銀行等

■消費税の非課税

〔内 容〕 義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いすなどの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負、一定の身体障害者用物品の修理が非課税となります。

なお、非課税となる身体障害者用物品は、厚生労働大臣が指定したものに限られます。

〔窓 口〕 東松山税務署（東松山市箭弓町 1-8-14 ☎22-0990）

■個人事業税の非課税

〔対象者及び内容〕 両眼の視力が 0.06 以下の視力障害のある方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税となります。

〔窓 口〕 埼玉県東松山県税事務所（東松山市六軒町 5-1 ☎23-8525）

■自動車税・自動車取得税の減免

【対象者】 (ア) 障害者手帳（身体、知的、精神的いずれかの手帳）をお持ちの方のうち、次表に該当する障害を有する方

(イ) (ア) に該当する方と生計を一にする方

手帳の種類及び障害の区分			減免の対象となる障害の級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸		1級、3級
	体幹		1級から3級まで及び5級
	聴覚		2級、3級
	視覚		1級から3級まで及び4級の1（4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12）
	音声機能または言語機能		3級（喉頭が摘出された場合に限りです。）
	平衡機能		3級
	上肢		1級、2級
	下肢		1級から6級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による	上肢	1級、2級
	運動機能	移動	1級から6級まで
療育手帳			㊤またはA
精神障害者保健福祉手帳			1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方

【内容】 (ア)、(イ) に該当する方が取得または所有する自動車で、(ア)、(イ) に該当する方または(ア) に該当する方を常時介護する方で一定の要件に該当する方が運転し、専ら障害のある方の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車については、定められた期間内に申請することにより、一人につき一台まで自動車取得税及び自動車税が減免されます。

なお、各手帳を交付申請中の方も減免の仮申請ができます。

※詳しくは、下記の窓口までお問い合わせください。

【申請期限】 ・自動車税：納期限（新規取得した自動車は登録の日から30日以内）まで

※自動車税の場合は申請期限後の申請も受け付けますが、その場合は申請月の翌月分から月割での減免となります。

・自動車取得税：登録の日から30日以内

【窓口】 新規取得の自動車の減免

埼玉県自動車税事務所熊谷支所（熊谷市御陵威ヶ原 701-5 ☎048-532-8011）

従来から使用している自動車の減免

埼玉県東松山県税事務所（東松山市六軒町 5-1 埼玉県東松山地方庁舎 1F ☎0493-23-8945）

■軽自動車税の減免

障害者手帳（身体、知的、精神的いずれかの手帳）をお持ちの方が、専ら障害のある方の通院、通学、通所または生業のために使用される軽自動車の軽自動車税が減免される場合があります。

【窓口】 詳しくは、ときがわ町役場税務課（☎65-1521）までお問い合わせください。

※減免を受けることができる台数は、障害者一人に対し一台に限られます。従って自動車税の減免を受けた場合は、軽自動車税の減免を受けることができません。

(3) 公共料金の割引

■JR（鉄道・バス）運賃の割引

〔対象者・内容〕

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者または 12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線 等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。

※障害のある方と介護者をご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

（注意）・自動車線の定期乗車券については、割引率は3割です。

・他の鉄道についても、割引を行っていますが、その取り扱いが異なる部分があります。詳しくは、直接各社へお問い合わせください。

〔手続方法〕 手帳を提示して割引を受けます。

なお、大人で第1種の手帳をお持ちの方が介護者とともに乗車する場合には、ご利用される乗車距離100kmまでについて自動券売機で小児乗車券を購入し、乗車できます。（有人改札口をご利用のこと）

〔窓 口〕 各JR窓口

■バス運賃の割引

〔対 象 者〕 ①身体障害者手帳をお持ちの方

②療育手帳をお持ちの方

③施設入所者・児

※H25.4.1より精神保健福祉手帳をお持ちの方も一部対象となりました。

〔内 容〕 県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引です。（小児定期券は割引されません。）

（第1種身体障害者、療育手帳をお持ちの方及び要介護の施設入所者・児は付添の方も割引になります。）

〔手続方法〕 手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者・児として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

〔窓 口〕 各バス会社

■タクシー運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方がタクシーを利用した場合、運賃の1割が割引されます。

〔手続き〕 タクシー乗車の際、障害者手帳を提示することにより割引が受けられます。

〔窓 口〕 各タクシー会社

■国内航空運賃の割引

〔対象者〕 ①身体障害者

	第1種身体障害者	第2種身体障害者
年齢	満12歳以上の方	
適用範囲	身体障害者本人及び本人と同乗する介護者1名	本人の単独利用にのみ適用
割引率	各航空運送事業者が設定する割引率	

②知的障害者

	第1種知的障害者	第2種知的障害者
程度	㊤、A	B、C
年齢	満12歳以上の方	
適用範囲	知的障害者が介護者と共に利用する場合、本人・介護者に適用	本人の単独利用にのみ適用
割引率	各航空運送事業者が設定する割引率	

〔窓 口〕 各航空会社

■有料道路通行料金の割引

〔対象者〕 ・身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合
 ・手帳をお持ちの重度の身体障害者または重度の知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合
 （重度の身体障害者、重度の知的障害者は、JRにおける第1種身体障害者、第1種知的障害者と同じ範囲です。）

〔要件等〕 (ア) 台 数 障害のある方1人につき1台を事前に登録
 (イ) 車種要件 ・自家用乗用自動車（定員10人以下）
 ・自家用貨物自動車（定員4から10人で荷台との仕切りなし、または積載量500kg以下で仕切りがあるもの）
 ・二輪自動車（排気量125cc以上）
 (ウ) 所有者 a 障害のある方本人が運転する場合
 障害のある方本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること。
 b 障害のある方本人以外が運転する場合
 障害のある方本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること。また上記の方が自動車を所有していないときは、障害のある方本人を継続して日常的に介護している方が所有すること。
 ※リース車等で車検証の「所有者の氏名又は名称」欄等に法人名が記載されているもの、事業用車輛、外見上営業目的で使用していることが明らかなもの等は対象外です。
 (エ) 登 録 割引を受けるためには、ときかわ町役場福祉課での事前登録が必要です。窓口で、有料道路障害者割引申請書に必要事項を記入し、審査を受けてください。また、ETCを利用するためには、ETC車載器等の有料道路ETC割引登録が必要ですので、窓口で申し出てください。有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。

〔内 容〕 割引率 5割以内（適用は、全国すべての有料道路）また、手帳提示とETCでは通行方法が異なります。
 (ア) 手帳提示の場合 料金所係員に料金を支払う際に、手帳の必要事項が記載されている部分を提示するか、または、手帳を係員に渡して自動車登録番号等の確認を受けてください。
 (イ) ETCの場合 事前に登録した車載器とETCカードの組み合わせでETCレーンを通ります。ETC機器故障のときやETCレーンのない料金所では、手帳を提示して割引を受けてください。

〔窓 口〕 ときかわ町役場福祉課（☎65-0813）

■NHK 受信料の減免

【対象者及び内容】

全 額 免 除	半 額 免 除
①障害者手帳（身体、知的、精神いずれかの手帳）をお持ちの方が世帯構成員であり、かつ、その世帯構成員全員が市町村民税非課税である場合。	①視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主である場合。 ②身体障害者手帳（１級または２級）、療育手帳（㊤またはＡ）、精神障害者保健福祉手帳（１級）をお持ちの方が世帯主である場合。

【手続方法】 ときがわ町役場福祉課（☎65-0813）で申請証明欄に証明を受けてください。

【窓 口】 NHKさいたま放送局大宮営業センター（さいたま市大宮区土手町 1-2 ☎048-643-1030）

■NTT 番号案内（104 番）の料金減免

電話帳利用が困難な視覚・上肢等障害の方、知的障害および精神障害の方を対象に、手動案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。

【対象者】 ・身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方

障害区分	等級表による級別
視覚障害	1～6級
肢体不自由 （体幹・上肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1、2級

・療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【利用方法】 104 番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号をオペレータに教えてください。オペレータはお申し出内容を確認の上、無料案内します。公衆電話からも同様です。

無料番号案内（ふれあい案内）に関するお問い合わせ先
☎0120-104174 （全国共通）
受付時間：午前9時～午後5時（月曜～金曜）※土・日・祝日および年末年始は休業

【窓 口】 NTT 各営業所

■携帯電話基本使用料等の割引

【対象者】 障害者手帳（身体、知的、精神いずれかの手帳）をお持ちの方

【内 容】 割引の内容や利用条件は、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。

【窓 口】 各携帯電話事業者

（４）各種資金の貸付

■福祉資金

所得の少ない世帯の方々が、臨時の出費の発生したときや収入が不足したときなど緊急に資金が必要な場合にお貸しする資金で、民生委員が貸付の対象として適当と認めた方に対して貸付します。

- ・貸付限度 1世帯 50,000 円以内
- ・返済期限 1 年以内 無利子

【窓 口】 ときがわ町社会福祉協議会（☎65-1536）

■生活福祉資金

高齢者がいる世帯、生活保護を受けている世帯、所得の少ない世帯、障害者手帳（身体、知的、精神いずれかの手帳）をお持ちの方がいる世帯に、経済的自立および生活の安定ならびに在宅福祉および社会参加を推進するための資金です。

【窓 口】 ときがわ町社会福祉協議会（☎65-1536）

10 難病患者等支援について

(1) 児童と成人のための医療

■小児慢性特定疾患医療の給付

〔対 象 者〕 次の対象疾患にかかり一定の状態にあって治療している18歳未満の児童(この給付を既に受けており、引き続き治療が必要で一定の状態にある場合は20歳未満まで)

〔内 容〕 委託医療機関で必要な医療給付を行います。なお、生計中心者の所得税額等に応じた自己負担があります。(血友病及び重症患者認定を受けた方は除きます。)

〔対象疾患群〕

対象疾患群	疾患の例示
01 悪性新生物	白血病・脳腫瘍・悪性リンパ腫・神経膠腫 など
02 慢性腎疾患	ネフローゼ症候群・IgA腎症・慢性糸球体腎炎 など
03 慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患・気管狭窄・気管支喘息 など
04 慢性心疾患	心室中隔欠損症・ファロー四徴症・肺動脈閉鎖症 など
05 内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症・甲状腺機能低下症・バセドウ病 など
06 膠原病	若年性関節リウマチ・川崎病性冠動脈病変 など
07 糖尿病	1型糖尿病(若年型糖尿病)・2型糖尿病(成人型糖尿病) など
08 先天性代謝異常	軟骨無形成症・糖原病・フェニルケトン尿症 など
09 血友病等血液・免疫疾患	血友病・血小板減少性紫斑病・後天性免疫不全症候群 など
10 神経・筋疾患	ウェスト症候群(点頭てんかん)・結節性硬化症 など
11 慢性消化器疾患	胆道閉鎖症・先天性胆道拡張症 など

〔窓 口〕 埼玉県東松山保健所 (東松山市若松町2-6-45 ☎22-0280)

■指定難病にかかる医療給付

【対象者】 いわゆる難病のうち、埼玉県内に住所を有し、下記の疾患にかかって治療している方で、国民健康保険等何らかの医療保険に加入している方を対象として医療給付を行っています。

1 IgA腎症	39 コステロ症候群
2 亜急性硬化性全脳炎	40 混合性結合組織病
3 悪性関節リウマチ	41 再生不良性貧血
4 アジソン病	42 再発性多発軟骨炎
5 ウルリッヒ病	43 サルコイドーシス
6 HTLV-1 関連脊髄症	44 CFC 症候群
7 遠位型ミオパチー	45 シェーグレン症候群
8 黄色靱帯骨化症	46 自己貪食空胞性ミオパチー
9 潰瘍性大腸炎	47 自己免疫性肝炎
10 下垂体性 ADH 分泌異常症	48 自己免疫性溶血性貧血
11 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	49 シャルコー・マリー・トゥース病
12 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	50 重症筋無力症
13 下垂体性 TSH 分泌亢進症	51 シュワルツ・ヤンペル症候群
14 下垂体性 PRL 分泌亢進症	52 神経線維腫症
15 下垂体前葉機能低下症	53 神経有棘赤血球症
16 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	54 進行性核上性麻痺
17 球脊髄性筋萎縮症	55 進行性多巣性白質脳症
18 巨細胞性動脈炎	56 スティーヴンス・ジョンソン症候群
19 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	57 成人スチル病
20 筋萎縮性側索硬化症	58 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
21 クッシング病	59 脊髄性筋萎縮症
22 クリオピリン関連周期熱症候群	60 全身型若年性特発性関節炎
23 クロウ・深瀬症候群	61 全身性アミロイドーシス
24 クローン病	62 全身性エリテマトーデス
25 結節性多発動脈炎	63 全身性強皮症
26 血栓性血小板減少性紫斑病	64 先天性筋無力症候群
27 原発性硬化性胆管炎	65 先天性副腎低形成症
28 原発性抗リン脂質抗体症候群	66 先天性副腎皮質酵素欠損症
29 原発性側索硬化症	67 大脳皮質基底核変性症
30 原発性胆汁性肝硬変	68 高安動脈炎
31 原発性免疫不全症候群	69 多系統萎縮症
32 顕微鏡的多発血管炎	70 多発血管炎性肉芽腫症
33 好酸球性消化管疾患	71 多発性硬化症／視神経脊髄炎
34 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	72 多発性嚢胞腎
35 後縦靱帯骨化症	73 チャージ症候群
36 甲状腺ホルモン不応症	74 中毒性表皮壊死症
37 拘束型心筋症	75 腸管神経節細胞減少症
38 広範脊柱管狭窄症	76 TNF 受容体関連周期性症候群

77 天疱瘡	95 封入体筋炎
78 特発性拡張型心筋症	96 副腎白質ジストロフィー
79 特発性間質性肺炎	97 ブラウ症候群
80 特発性基底核石灰化症	98 プリオン病
81 特発性血小板減少性紫斑病	99 ベーチェット病
82 特発性大腿骨頭壊死症	100 ベスレムミオパチー
83 特発性門脈圧亢進症	101 発作性夜間ヘモグロビン尿症
84 膿疱性乾癬（汎発型）	102 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多発性運動ニューロパチー
85 パーキンソン病	103 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
86 バージャー病	104 慢性特発性偽性腸閉塞症
87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	105 ミトコンドリア病
88 肺動脈性肺高血圧症	106 網膜色素変性症
89 バッド・キアリ症候群	107 もやもや病
90 ハンチントン病	108 ライソゾーム病
91 肥大型心筋症	109 リンパ管筋腫症
92 非典型溶血性尿毒症症候群	110 ルビンシュタイン・テイビ症候群
93 皮膚筋炎／多発性筋炎	
94 表皮水疱症	

※他に県単独指定難病（4疾患）があります。

【窓 口】 埼玉県東松山保健所 （東松山市若松町 2-6-45 ☎22-0280）

■先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付

【対象者】 20 歳以上で埼玉県内に住所を有し、以下の疾患の治療を受けている方で、国民健康保険等何らかの医療保険に加入している方が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費の助成を行っています。

- 1 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症
- 2 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
- 3 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症
- 4 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症
- 5 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)
- 6 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)
- 7 第Ⅹ因子(スチュアートブラウアー)欠乏症
- 8 第Ⅺ因子(PTA)欠乏症
- 9 第Ⅻ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
- 10 第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
- 11 von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病

「血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症」についても、医療給付の対象となります。

【窓 口】 埼玉県東松山保健所 （東松山市若松町 2-6-45 ☎22-0280）

(2) 難病患者在宅生活支援

■小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

〔対 象 者〕 在宅で生活する小児慢性特定疾患児

〔内 容〕 日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

〔用具の種類〕 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム

〔費 用〕 世帯の収入により自己負担あり

〔窓 口〕 ときがわ町役場福祉課（☎65－0813）

1 1 障害程度別該当サービス等一覧

※この一覧はあくまで目安です。詳しくは各サービス等の窓口にお問い合わせください。

制度 障害種別			医療の給付			日常生活支援							住宅		行動範囲の拡大				社会生活の助長		手当・年金等								税金・公共料金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			自立支援医療		医療	重度心身障害者医療費助成	補装具	日常生活用具	訪問入浴サービス	診断書料補助	配食サービス	紙おむつ給付	温泉等利用補助券の交付	寝具乾燥消毒	県営住宅入居の優遇	タクシー初乗り料金助成	自動車等燃料費補助	生活サポート事業	運転免許取得費用の助成	自動車改造費用の助成	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	在宅重度心身障害者手当	心身障害者扶養共済制度	障害基礎年金	障害厚生年金	障害手当金	児童扶養手当	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	自動車税・取得税の減免	運賃の割引				有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料の免除	NTT無料番号案内	携帯電話基本使用料等の割引																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			育成医療	更生医療																																精神医療	JR	バス	タクシー					国内航空																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○		○	○	△		○	△	△	○	△		○	○	○	○	○			○	△	△	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

12 障害者に関するマークについて

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

マーク	名称・概要等
	【障害者のための国際シンボルマーク】 障害のある方々が利用できる建物、施設、公共輸送機関であることを明確に表すための世界共通の国際シンボルマークです。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
	【身体障害者標識】 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、道路交通法に定められています。マークの表示については努力義務となっています。
	【聴覚障害者標識】 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、道路交通法に定められています。マークの表示については義務となっています。
	【盲人のための国際シンボルマーク】 盲人のための世界共通のマークです。視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。
	【聴覚障害者のシンボルマーク（耳マーク）】 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。
	【身体障害者補助犬啓発マーク（ほじょ犬マーク）】 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を受け入れる施設や店舗の入口等に表示するマークです。
	【オストメイトマーク】 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
	【ハートプラスマーク】 身体の内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に障害があることを示しています。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

編集発行

ときがわ町役場福祉課

〒355-0395 ときがわ町大字玉川 2490

電話

0493-65-0813

ファックス

0493-65-3796

電子メール

info@town.tokigawa.lg.jp

ホームページアドレス

<http://www.town.tokigawa.lg.jp>